

令和6年度 医療従事者の負担軽減及び処遇改善に資する計画

大阪府立十三市民病院

1 病院勤務医の負担軽減及び処遇改善計画

- (1) 医師の労働時間管理及び勤務体系の改善
 - ① 年間の時間外労働時間の目標設定（960時間以内）
 - ② 病状説明及び各種会議の原則時間内終了
 - ③ 交替勤務制の導入
 - ④ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
 - ⑤ 当直翌日の業務内容に対する配慮
 - ⑥ 出産・育児、介護と医師業務の両立支援
- (2) 医師と医療関係職種・事務職員等における役割分担
 - ① 医師と看護職員 特定行為、問診の実施、静脈採血等、入院時の説明、検査手順の説明等
 - ② 医師と薬剤師 服薬指導、持参薬確認、相互作用等の処方内容確認・処方提案等
 - ③ 医師と放射線技師 検査前の最終説明、造影剤自動注入装置注入条件入力補助等
 - ④ 医師と管理栄養士 入院時の食事確認と提案、栄養・食事に対する対応
 - ⑤ 医師と臨床検査技師 技師による超音波検査件数の増加、連休における新生児聴覚検査等
 - ⑥ 医師と理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 身体障害者手帳交付に係わる身体機能評価の実施等
 - ⑦ 医師と臨床工学技士 人工呼吸管理・血液浄化療法・カテーテル検査等の補助等
 - ⑧ 医師と医師事務作業補助者 全診療科の文書作成補助、外来診療補助等
- (3) 他の医療機関等との役割分担
 - ① 迅速かつ円滑に転院依頼や逆紹介等の調整
 - ② 外来機能の分化及び病院勤務医の負担軽減を図る観点から選定療養費を設定
- (4) 処遇改善
 - ① 基本給の引き上げ

2 看護職員の負担軽減及び処遇改善計画

- (1) 多職種との役割分担
 - ① 病棟における薬剤業務（薬剤師）
 - ② 注射薬の個人セット渡し（薬剤師）
 - ③ 医療機器の管理（臨床工学技士）
 - ④ 退院支援業務の強化（MSW）
 - ⑤ 入院前からの患者支援の強化（地域医療連携室）
- (2) 看護補助者の配置
 - ① 看護補助者の定数確保
- (3) 多様な勤務形態の導入
 - ① 2交替勤務体制の維持
 - ② 夜間専従勤務の実施
 - ③ 遅出勤務の維持
 - ④ 当直看護師の1直2勤務制実施
- (4) 産休・育休の対応
 - ① 妊娠中の夜勤免除
 - ② 子育て中の夜勤免除
 - ③ 育児短時間勤務の取得
- (5) 夜勤負担の軽減
 - ① 夜勤間隔の確保（40時間以上）
 - ② 夜勤回数の上限設定（月72時間以内）
 - ③ 病棟夜勤体制の強化
- (6) 労働環境の改善
 - ① 11時間以上の勤務間隔の確保
 - ② 連続夜勤回数の制限（2回以下）
 - ③ 業務量の把握と調整
 - ④ 病棟看護モバイル端末の活用
 - ⑤ 夜間院内保育所の設置
- (7) 処遇改善
 - ① 処遇改善手当の支給
 - ② 基本給の引き上げ、初任給調整手当の支給
 - ③ 看護師資格手当の支給

以上